



【適格消費者団体ホクネットとの交流】

去る6月14日、北海道で「集团的消費者被害回復制度成立記念シンポジウムー消費者・行政・企業はどう向き合うのか」というシンポジウムが開催されました。私は、KCCNの事務局・弁護士として第1部の対談に参加させていただきました。会場には、多くの参加者が訪れ、北海道大学の講義室がほぼ満員になるという盛況ぶりでした。遠い北海道の地で適格消費者団体「ホクネット」が地元の人々の信頼を得ている様子が窺われました。

さて、このシンポジウムのテーマは、昨年成立した「消費者の財産的被害の集团的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」（以下、「新制度」といいます。）を一般の消費者に、知ってもらふこと、そして、適格消費者団体が将来、この制度の担い手として‘特定’適格消費者団体の資格をとって、新制度を具体的にどのように活用していくかというものでした。

少しだけ、新制度について紹介しておくとして、この制度は、①特定適格消費者団体という団体が、消費者の利益を代表して訴訟を提起し（第1段階、共通義務確認訴訟）、事業者が金銭の支払い義務があることを確認し、これに勝訴すると、今度は、②個々の消費者から自分も被害者であると届け出をしてもらい、速やかに事業者からの損害賠償金を受け取る（第2段階、簡易確定手続）という制度です。



個々の消費者の金銭的被害をまとめて回復できるという点でこれまでの我が国にはなかった画期的な制度といえます。しかし、言うは易く行うは難し、新制度を適切に運営していくためには、様々な問題があることもわかってきました。たとえば、多くの消費者とのやりとり、そのための各種事務処理が必要になりますが、現在の団体の人員体制で可能なのか、また、個別消費者への通知や第1段階の判決等の公告費用は消費者団体が負担することになっていますが（一応、個々の消費者に対し費用を請求することはできなくなっているようですが、全て回収できるとは限りません）、財政基盤の脆弱な消費者団体が、そのような費用負担をすべきなのかという点など、まだまだ検討すべき問題は山積しています。

このシンポジウムのテーマは、まさにそのような新制度の運用面の問題をみていくことにありました。私が担当した第1部の対談では、北海道大学法科大学院教授である町村先生が、新制度の概要を説明しつつ、私が、ギリシャ・フランスの集団訴訟制度を概説し、それぞれの制度の違いや問題点、見習うべき点をお話していくという流れで進行していきました。



最初は、ギリシャ・フランスという遠い異国の制度の説明ということで、参加者はとっつきにくそうな顔をしていましたが、ギリシャの裁判所では、訴え提起から、第1回の期日まで2～3年の年月がかかるというエピソードや、フランスでは消費者団体に政府から豊富な補助金が給付されるという点を紹介すると、会場からどよめきが起きました。



今回のシンポジウム全体を通して感じたのは、京都だけではなく、全国に適格消費者団体があり、スタッフはそれぞれ本気で消費者問題の改善に取り組んでいるという点です。シンポジウム後には、ホクネットの懇親会にも参加させていただきましたが、皆さん、手弁当で団体の活動に参加し、団体の運営や事業者への申入れ、果ては訴訟活動に至るまで本気で取り組んでおられました。団体の財政基盤が脆弱である点も、どこの団体も同じようです（団体の財政の話をする時、どこの団体でも盛り上がります）。事業者の対応に対する愚痴や、申入れ・訴訟の成果、新制度に関する今後の取組み、見通しなどをざっくばらんに話すなかで、非常に親近感を覚えました。同じ方向を向いているもの同士、苦労や喜びも分かち合えるのかもしれない。

こうした全国の他の団体の方々と交流できる機会を、これからも大切にしていきたいと思いました。

